

〔商品概要説明書〕

普 通 預 金

(平成 24 年 7 月 2 日現在)

1. 商品名	・普通預金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定めなし。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年3月と9月の当組合所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・個人…20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・法人…総合課税
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の場合は総合口座による当座貸越ができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・個人の場合はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・当組合のホームページおよび店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。 か、または窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：小田原第一信用組合コンプライアンス統括室】 フリーダイヤル0120-86-0465 受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間 午前9時～午後5時

街のお役に、くらしの夢に

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス [http:// www.daishin.shinkumi.jp/](http://www.daishin.shinkumi.jp/)

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(電話: 03-3581-0031)、
第一東京弁護士会 仲裁センター(電話: 03-3595-8588)、
第二東京弁護士会 仲裁センター(電話: 03-3581-2249)
で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記小田原第一信用組合コンプライアンス統括室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1

(全国信用組合会館内)

13. その他参考となる事項

・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。

街のお役に、くらしの夢に